

議案第 29 号

調布市公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 27 日

提出者 調布市長 長 友 貴 樹

提案理由

占用料の額を改めるとともに所要の改正及び規定の整備を行うため、提案するものであります。

調布市公共物の管理に関する条例の一部を改正する条例

調布市公共物の管理に関する条例（平成13年調布市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「同様」を「，また同様」に改める。

第11条第2項中「市長」を「その旨を市長」に改める。

第13条に次のただし書を加える。

ただし，市長の許可を受けた場合は，この限りでない。

第18条中「前条の」を「同条の」に改める。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（経過措置）」を付し，附則に次の1項を加える。

（単位占用料額の特例）

3 1の年度内の占用に係る占用料の額の算定の基礎となる単位占用料額について，別表占用物件種別の欄に掲げる種別の区分に応じ，同表単位占用料額の欄に定める額が，当該年度の前年度の末日において適用されていた当該区分における単位占用料額に100分の120を乗じて得た額（その額に10円未満の端数がある場合は，これを切り捨てた額。以下「特例額」という。）を超える場合は，同欄の規定にかかわらず，特例額を当該年度内の占用に係る単位占用料額とする。

別表を次のように改める。

別表（第5条関係）

占用物件種別	単位	単位占用料額
第1種ア	占用面積1平方メートルにつき1年	3,810円
第1種イ		1,630円
第2種		1,630円
第3種		5,440円
第4種		5,440円
第5種		2,720円
第6種		5,440円

備考

- 1 占用物件種別は、次の各号に掲げるところによる。
  - (1) 第1種 ア 河川，橋りょう及び兼用工作物に関する工事その他これに類する工事のための工事用詰所，事務所その他の仮設工作物の設置を目的とするもの並びに通路その他原状のまま使用することを目的とするもの（イに掲げるものを除く。）  
イ 生活関連施設として使用されている通路その他原状のまま使用することを目的とするもの
  - (2) 第2種 ガス又は電力の供給事業及び電気通信事業のための工作物の埋設を目的とするもの
  - (3) 第3種 仮設小屋，工事用建物その他の仮設建物の附属施設の設置を目的とするもの
  - (4) 第4種 電力の供給事業及び電気通信事業のための電柱及び鉄塔の設置を目的とするもの
  - (5) 第5種 電線及びこれに類する架空線の設置を目的とするもの
  - (6) 第6種 前各号に属さないもの
- 2 占用の面積が1平方メートル未満であるとき，又は占用の面積に1平方メートル未満の端数があるときは，これを1平方メートルとして計算する。
- 3 占用の期間が1年未満であるとき，又はその期間に1年未満の端数があるときは，月割をもって計算し，更に1月未満の端数があるときは，これを1月として計算する。
- 4 この表に定めるところにより算定した額に1円未満の端数がある場合は，その端数金額を切り捨てるものとし，その額が100円未満である場合は，100円とする。
- 5 占用の期間が翌年度以降にわたる場合における占用料の額は，当該占用の期間における年度ごとにこの表に定めるところにより算定した額の合計額とする。

附 則

- 1 この条例は，平成27年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の調布市公共物の管理に関する条例の規定は，この条例の施行の日以後の公共物の占用に係るものについて適用し，同日前の公共物の占用に係るものについては，なお従前の例による。